

広報かどま 8 (2026) 年 4 月号

1 回だけのつもりが 1 年間の定期コースに？！

(事例) SNS に「しわに効果がある」という美容液の広告が流れてきた。初回価格 1, 980 円、いつでも解約可能と書かれていたので、軽い気持ちで注文した。ところが、初回の商品が届いた後、10 日ほどで 2 回目の商品が届き、なぜか同じ商品が 3 つも入っていた。請求額が 14, 800 円と高額で、驚いて事業者に電話で解約を申出たが、3 個セットの 1 年契約のコースで申し込みされているので解約できないと言われた。そのようなコースに申し込んだ覚えはない。

(助言) SNS の広告から注文し、高額の定期購入の契約になってしまい解約ができないという相談が多く寄せられています。通信販売の定期購入のトラブルの多くは、2 回目以降の金額や個数、解約条件など一番重要な契約内容が、小さな文字で非常に分かりにくく表示されていることで起こります。法律では注文前に表示される『最終確認画面』で分かりやすく表示しなければならないとされているため、違反している場合は解約できます。しかし、多くの場合、問題のある広告や最終確認画面を証拠として残すことはないので、事業者はなかなか非を認めず解約が困難です。自分の身を守るためにも、注文前に隅々の小さな文字まで確認すること、広告画面や最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておくことをお勧めします。

問合せ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249